

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

<人口構造>

町田市は現在、約43万人の人口を抱えている。人口構造に係る特徴としては、市内や近隣地域に多くの大学をはじめとした教育機関が立地しており、18歳から20歳の転入者が多いほか、「住民基本台帳人口移動報告 令和4年(2022年)調査結果」(総務省統計局)によると、2022年の0歳から14歳の転入人口数が全国一(政令市を除く)となるなど、近年においては子育て世帯の増加が挙げられる。ただし、町田市においても2021年から2025年の間にピークを迎え、人口減少の傾向が強まると推計している。

<産業構造等>

「令和3年経済センサス活動調査結果」(総務省・経済産業省)によれば、従業員数の産業別構成比でみると町田市は「卸売業・小売業」の割合が最も高く、次いで「医療、福祉」、「宿泊業・飲食サービス業」の順に割合が高くなっている。近年の推移をみると「医療、福祉」の構成比が上昇している一方で「卸売業、小売業」や「建設業」、「製造業」の構成比が低下している。特にこれまで町田市の産業発展を支えてきた「卸売業、小売業」の構成比の低下が顕著である。

また、「令和3年経済センサス活動調査結果」(総務省・経済産業省)によると、製造業については従業員数の産業別構成比の低下だけでなく、工業の1人あたり製造品出荷額等についても東京都多摩地域の26市の中で第23位に位置しており、近隣他市と比べて優位性が低い状況にある。また、工業の1人あたり製造品出荷額等を人口規模が同等の都市(藤沢市、柏市、川崎市、尼崎市、枚方市など)と比較しても、町田市が最も低くなっている。

事業者の集積状況としては、市西部の京王線多摩境駅周辺には大規模製造事業者や市内唯一の工業団地が所在し、市内屈指のものづくり企業集積地区となっている。市中部の準工業地域には小規模の製造事業者が集積し、研究施設も点在している。町田駅から少し離れた工業地域には大規模な研究施設や工場が立地し、町田駅周辺は商業の集積に加え、情報通信業を中心としたスタートアップ事業者の集積も始まっている。市南部の南町田駅周辺は、国道246号線や東名高速道路・横浜町田ICが至近にあり、物流や中小規模のものづくり事業者の集積が進んでいる。他にも、玉川学園地域や成瀬地域にはユニークな分野でグローバルなシェアを誇る企業が所在している。

<中小企業者の実態及び中小企業施策等>

市内の中小企業者、特に製造業の事業者は小規模事業者がその多くを占め、周辺自治体に立地する大企業及び中堅企業の下請けが多い構造となっている。また、製造業以外の業種においても、売上や事業所の規模が比較的小さい事業所が多数を占めてい

る状況にある。そのため、特許権、実用新案権、意匠権、商標権といった産業財産権の取得支援や、新規性や有用性が高い商品・サービスを認定する「町田市トライアル発注認定制度」などの支援策によって、自社の商品・サービスの付加価値向上を目指す中小企業者を支援している。加えて、産業見本市出展支援制度や産業交流展出展支援制度により、中小企業者が国内外の見本市・展示会等に出展する際の費用を助成することで、販路拡大やネットワークの構築促進を支援している。

一方で、準工業地域でのマンション建設などから、市内で工場と住居が近接し、製造業などにおいて操業継続に支障をきたすケースが増えている。この状況を改善するために、2018年度から新たに、工場を運営する事業者が地域との共生を目的とした工場の改修や設備更新等を行う際に発生する経費の一部を補助する制度を開始している。

市が90%を出資して2013年に設立したインキュベーション施設である株式会社町田新産業創造センターでは、起業・創業予定者向けのセミナーや相談会のほか、女性の創業予定者を対象とした創業スクールや、事業者側のニーズと学生等が持つアイデアをマッチングさせる事を目的としたビジネスコンテスト等、創業期から成長期初期にあたる事業所に対する支援を幅広く行っている。

以上のように、事業者の成長に資する施策は各ステージに応じて実施しているものの、1人あたり製造品出荷額の数字の低さを改善していくためには、全市的に事業者の生産性をより高めていくための施策が今後は必要となる。

（2）目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、東京都多摩地域で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、東京都多摩地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、年24件を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

前記のとおり製造業においては、1人あたり製造品出荷額が低くなっており、生産性の向上が喫緊の課題となっている。

また、市の主要産業である卸売業・小売業においても事業所数・従業者数が縮小している中で、生産性向上に向けた機械や備品、ソフトウェアの更新は大きな課題である。

以上のように、市内の産業を底上げするためには、幅広い産業を対象とした生産性向上に係る支援が必要不可欠である。そのため、本計画で対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

前記のとおり多岐にわたる業種の事業者が東西に長い地形上に広く分布し、特定の業種の集積ではなく相互の連携において成長を目指しているという部分が、町田市の特徴である。そのような連携を促進するためにも不可欠な、事業者全般の生産性向上の実現に向け、本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

前記のとおり、特定の業種の集積ではなく相互の連携において成長を目指しているという部分が町田市の特徴であり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の促進、IT導入による業務の効率化、労働負担の軽減、顧客ニーズへの対応等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②先端設備等導入計画の認定を受ける要件として、計画を申請する中小企業者が市税を完納していることとする。
- ③公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。